

山田正彦さん

(日本の種子を守る会)

種子法廃止で、日本のコメは消滅しかねない

昨年四月十四日、国会で主要農作物種子法(以下「種子法」)の廃止法案が可決成立し、今年四月一日から種子法が廃止された。農業の現場、そして食卓はどう変わるのか。種子法廃止で起きる事態とは? 多国籍企業による農業支配が足元まで迫っていることに警鐘を鳴らす山田正彦さん(元農林水産大臣)に聞いた。

種子法が守ってきたもの

——種子法が果たしてきた役割を教えてください。

いままでも米と麦類と大豆、主要農作物の種子は国が管理して、各都道府県に原種、原原種の維持、種子の増殖を義務づけ、種子の安定供給、主要農作物の生産が維持されてきました。さらに種子の中の優良な品種の奨励を各県が運用規則の中で定め予算も配分していた。米でいえばコシヒカリやあきたこまちなど、各県は競っておいしくて地域に合ったいろんな種子を作っ

てきたのです。

——種子の生産はどのようになされるのですか。

各県の試験場では最初、原原種を一年目に作り、二年目に原原種を元にして原種を作り、三年目にその原種を元にして指定農家で種が作られる。各県は十年以上の経験があるなどの基準に沿って農家を指定し、花粉は交雑が起らないところで育成する。四年目に初めて安くて安定した量の、いわば良好な品種、「いい種子」を農家は手に入れることができます。

——種子生産に国と自治体が責任を持つてきた?

種子生産は時間だけではなく手間もかかる。日本の

米の品種は固定種、伝統的な種でF1(交配による第一世代)じゃない。でも放っておくと、黒米や赤米になったり、長短不ぞろいのもが生じたりと変異が起きます。それを原原種るとき、研究所の職員や技術研究者がみんなで異株を取り除いていく。二年目も今度は何十人も県の職員が純粋なものに、コシヒカリなら均一なコシヒカリの原種に選別し、種子はその原種を元に三年目に作られる。発芽率九〇%以上や、一平方メートル以内に雑草があれば種子として失格などと、種子生産の基準も非常に厳格です。その結果、コシヒカリにしても平均して一キロ五〇〇円くらい、石川県では三五〇円、安くていい種子を農家は手に入れて米を作ることができるのです。

——種子法が廃止されたことで、都道府県の果たす役割も変わっていくのですか。

昨年十一月十五日に、農林水産事務次官の通知が出ました。内容は、これまで種子法が義務づけてきた各都道府県の種子に関する業務のすべてを廃止するわけではない。つまり、原種、原原種の維持、種子の増殖についての運用規則、検査や審査などをすべてをただちにやめることまでは求めていない。しかし、民間事業

者による種子生産への参入が進むまでの間、各都道府県は種子の増殖・生産についての知見を維持し、それを民間に対して提供する役割を担うことになる。

代表的な民間の種子は三井化学が開発した「みつひかり」、住友化学の「つくばSD」、日本モンサントの「とねのめぐみ」、豊田通商は「しきゆたか」。これらの種子が参入するまでの間、つまり一般のコメ農家がこれら民間の品種を作り始めるまでの間は、これまでの制度を維持していい。ただその間にこれまで蓄積してきた育種に関する知見を、すべて民間に提供しなければならぬ。つまり県がやってきた原種、原原種の生産はいずれできなくなるということを意味します。そうすると、いままでの日本の伝統的な固定種の種子が何年かすると作れなくなると、みんな「みつひかり」のような民間の種子になっていく。

——移行の期間は決まっているのでしょうか。

決まっています。ただ原種・原原種の維持についての各県の認証制度を、すでに今年から大阪府や和歌山県、奈良県では取りやめ始めている。予算がつかなくなるわけだから移行は早いでしょう。試験場の職員の補充も三年前からまったくなされていない。各試